八　国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項
九　駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項
十　離島の振興に関する基本的な事項
十一　環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する基本的な事項
十二　社会資本の整備及び土地（公有水面を含む。次条第二項第十一号において同じ。）の利用に関する基本的な事項
十三　前各号に掲げるもののほか、沖縄の振興に関する基本的な事項

3　基本方針は、平成二十四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

4　内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第五条を次のように改める。

（国の援助）

第五条　国は、沖縄県に対し、沖縄振興計画の円滑な実施に関し必要な援助を行うように努めなければならない。

第三章第一節第一款の款名を次のように改める。

第一款　観光地形成促進計画等

第六条及び第七条を次のように改める。

（観光地形成促進計画の作成等）

第六条　沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下「観光地形成促進計画」という。）を定めることができる。

2　観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　計画期間

二　国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光地形成促進地域」という。）の区域

三　高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。）の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容

3　前項各号に掲げる事項のほか、観光地形成促進計画には、同項第三号の措置の実施を通じて国内外からの観光旅客の来訪が促進されることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。

4　沖縄県知事は、観光地形成促進計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5　沖縄県知事は、観光地形成促進計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6　主務大臣は、前項の規定により観光地形成促進計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

7　主務大臣は、第五項の規定により提出された観光地形成促進計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

8　第四項から前項までの規定は、観光地形成促進計画の変更について準用する。

（観光地形成促進計画の実施状況の報告等）

第七条　沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出された観光地形成促進計画（その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出があったときは、その変更後のもの。以下「提出観光地形成促進計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2　主務大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3　主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出観光地形成促進計画の廃止又は変更を勧告することができる。

第八条、第九条、第三章第一節第二款及び同節第三款の款名を削る。

第十六条第一項中「同意観光振興計画」を「提出観光地形成促進計画」に、「観光振興地域」を「観光地形成促進地域」に、「内閣総理大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第三項を削り、同条を第八条とし、同条の次に次の三条、款名及び五条を加える。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（資金の確保等）

第十条　国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（公共施設の整備）

第十一条　国及び地方公共団体は、提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域における観光の振興を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

第二款　外国人観光旅客の来訪の促進

（沖縄特例通訳案内士育成等事業計画の認定）

第十二条　沖縄県知事は、沖縄特例通訳案内士育成等事業計画（通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、沖縄における観光の振興を図るため、沖縄県が行う沖縄特例通訳案内士（第十四条第二項に規定する沖縄特例通訳案内士をいう。）の育成、確保及び活用を図る事業の内容その他の当該事業に関する事項について定めた計画をいう。次項及び次条第一項において同じ。）を定め、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、沖縄特例通訳案内士育成等事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　基本方針に適合するものであること。

二　当該沖縄特例通訳案内士育成等事業計画の実施が沖縄における観光の振興に相当程度寄与するものであると認められること。

三　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

3　内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、国土交通大臣の同意を得なければならない。

4　内閣総理大臣は、第二項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。